

文教委員会追加資料

1 所管事務の調査（報告）

(1) 川崎市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正に伴うパブリックコメント
手続の実施について

・ 政令指定都市における保育の必要量の認定について

こども未来局

(令和2年7月17日)

政令指定都市における保育の必要量の認定について

1 保育の必要量について

(1) 保育必要量の認定

保育必要量の認定は、子ども・子育て支援法施行規則に規定されており、「1日当たり11時間まで」の標準時間と、「1日当たり8時間まで」の短時間の区分に分けて行うものとされている。

(2) 川崎市における保育必要量の認定について

保育を必要とする事由が労働の場合の認定については、内閣府が発出している「自治体向けFAQ」を活用した区分としている。

「保育標準時間」利用：利用可能時間は最大11時間となります。

「保育短時間」利用：利用可能時間は最大8時間となります。

内閣府 自治体向けFAQから抜粋

保育必要量の認定に当たっては、1か月当たりの就労時間が120時間以上であれば原則として保育標準時間認定、120時間未満であれば原則として保育短時間認定として認定することとしています。

2 他の政令指定都市における保育必要量の認定について（保育を必要とする事由が労働の場合）

(1) 川崎市と同等

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市

(2) その他

- ・利用申し込み時の本人の申請に基づいて保育の必要量を認定している。（相模原市）
- ・国のFAQに加え、市独自の要件を設定している。（京都市）